

電波監理審議会（第1117回）議事録

1 日時

令和5年6月21日（水）10：00～11：29

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碓 良志（大臣官房審議官）、
林 弘郷（総務課長）、岸 洋佑（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、
近藤 玲子（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、
渡部 祐太（携帯周波数割当改革推進室長）、
荒木 智彦（基幹通信室長）、杵浦 維勝（重要無線室長）、
入江 晃史（移動通信企画官）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 報告事項（総合通信基盤局）	
① 伝搬障害防止区域の指定状況等	1
② 5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書（案）	5
③ 令和4年度5G基地局の開設状況	12
④ 令和5年度電波の利用状況調査（第2号調査：公共業務用）	14
(3) 報告事項（有効利用評価部会）	
有効利用評価部会の活動状況	18
(4) 審議事項	
① 令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果案	19
② 有効利用評価方針改定案	28
(5) 諮問事項（情報流通行政局）	
① 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可（諮問第16号）	33
② 日本放送協会放送受信規約の変更の認可（諮問第17号）	37
(6) 閉 会	42

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の6月期会議は、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がWebによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項が2件、報告事項5件、審議事項2件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項 (総合通信基盤局)

(1) 伝搬障害防止区域の指定状況等

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

「伝搬障害防止区域の指定状況等」につきまして、荒木基幹通信室長から御説明よろしく願いいたします。

○荒木基幹通信室長 ありがとうございます。総務省基幹通信室長の荒木でございます。

それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

まず初めに、制度の概要を御説明いたします。

伝搬障害防止制度の目的といたしましては、携帯電話事業者による電気通信業務ですとか、電力会社による電気供給業務などの重要無線通信の確保と、土地の利用との調整を図ることにより、重要無線通信が突然遮断されることを回避することです。この区域は、電波法に基づき総務大臣が指定し、電波伝搬路の中心線の両側50メートルずつ、計100メートルの幅を指定しております。区域指定のイメージは、左下の図のとおりでございます。

指定に当たりましては、昭和39年の制度創設当初は、電波監理審議会への諮問事項となっておりますが、ほかの案件との並びですとか、事務の簡素化を受けまして、平成5年以降は諮問することを要しない、年1回の報告事項となり、現在に至っております。

指定された区域内で一定以上の高さの建物を建築しようとするときは、その建物の建築主から総務大臣に届出をすることが必要となります。総務省はその届出を受け、障害の有無を判定し、障害原因となる場合には、免許人と建築主へその旨を通知することとなっております。重要無線通信が突然遮断されないように、当該部分の工事を2年間制限できることとなっております。その後、免許人と建築主が協議を行い、ルートの変更や建築計画の変更を行うなど、必要な対策を実施していただいております。

なお、免許人と建築主の双方から申出があった場合には、総務大臣があつせんを行うという規定もあり、これまでに平成8年に1件のみ適用となったものがございます。

資料3ページを御覧ください。

3ページの真ん中の棒グラフは、ストックベースの指定区域総数の直近5年間の推移を示しております。現在の指定区域総数は3,431であり、近年は減少傾向が続いております。下の表で、年度別、用途別の指定区域数を示してお

りますが、近年の指定区域総数の減少の主な理由といたしましては、電気通信業務の指定区域が、無線通信回線の光ファイバー移行による有線化等により、多く解除されているということが考えられます。

資料4 ページを御覧ください。

直近の5年の中でも、令和3年度と令和4年度の状況を比較しております。令和3年度は新規指定が82、解除が107となっており、令和4年度は新規指定が76、解除が135となっております。その結果、令和4年度末の指定区域総数は、令和3年度末から59減少しております。また、令和3年度と比較して、令和4年度は、新規指定は6減少し、解除は28の増加でした。

表の中で、件数に大きな変動があった点につきまして、1点補足をいたします。表の赤字の部分をご覧ください。放送業務の解除件数が、令和3年度と比較して20増加している点につきましては、令和4年度に一部の放送事業者におきまして、既設無線局の伝搬路の見直しによる解除申請が行われましたため、一時的に増加したものでございます。

資料5 ページを御覧ください。

高層建築物等届出件数は、令和4年度666件となっております。令和3年度から7.1%の減少となっております。これは、平成30年度の届出件数651件とほぼ同じでございました。令和元年度に届出件数が増加した主な理由としましては、新たな携帯電話事業者の基地局開設のための鉄塔の設置に伴い、届出が多くなされたことが考えられます。

また、令和4年度の届出666件のうち、663件は障害原因とならないと判定されておりますが、残りの3件につきましては、障害原因となると判定されております。この3件のうちの2件、それから、令和3年度に障害原因となると判定された4件のうちの1件につきましては、現在、それぞれの免許人と建築主が継続して協議を行っているところでございます。

最後の資料6ページは、関係規定の抜粋でございますので、御参考として、説明は割愛をいたします。

総務省といたしましては、引き続き、伝搬防止障害制度の適切な運用に取り組んでまいります。

御説明は以上です。

○笹瀬会長 荒木さん、どうもありがとうございました。

それでは、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○大久保代理 届出について1点教えて頂きたい。

実際には高層建築物の建設に際しては、事前の設計段階等を含めると、工期は相応に長くなると思っておりますが、伝搬障害防止の観点から、当然に相当数のプロジェクトに関しては、事前に建築主が確認作業等を行っているという理解でよろしいでしょうか。

○荒木基幹通信室長 御質問ありがとうございます。

御指摘のとおりでございます。建築主の側で一定のノウハウをお持ちであれば、この制度のことも御存じで、事前に、総務省やその出先機関に、必要な確認、相談をいただいているケースも多いと聞いておりますので、そのあたり制度の円滑な運用に御協力いただいていると理解をしております。

以上です。

○大久保代理 分かりました。その結果としてこれだけ少ない件数に収まっているという理解ですね。ありがとうございました。

○荒木基幹通信室長 おっしゃるとおりです。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。長田委員、林委員、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からは特にございませぬ。

○矢嶋委員 矢嶋からもございません。

○林委員 林からもございません。大丈夫です。

○笹瀬会長 私からもございませんので、どうもありがとうございました。

○荒木基幹通信室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、本報告事項に関しましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○荒木基幹通信室長 ありがとうございます。

(2) 5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書(案)

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項の2つ目「5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書(案)」につきまして、渡部携帯周波数割当改革推進室長から御説明よろしくお願いたします。

○渡部携帯周波数割当改革推進室長 おはようございます。渡部でございます。

それでは、資料に基づきまして、5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書(案)について御報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

本年1月から、デジタル変革時代の電波政策懇談会の下で5Gビジネスデザインワーキンググループを開催いたしまして、5Gビジネスを拡大していくための方策や、それに資する新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を進めてまいりました。条件付オークションの制度設計については、林委員にも御参画いただきましたワーキンググループの下のタスクフォースで詳細に検討をいただきました。本年5月30日の会合で報告書(案)が取りまとめられまして、現在意見募集を行っているところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

こちら報告書（案）の概要でございます。

まず、5Gビジネスを拡大していくための方策として、2020年代後半にかけて、5Gをその利便性を実感できる形で社会に実装していくため、「インフラ整備」、「機器・端末の普及」、「ユースケースの創出」に一体的に取り組むことや、2025年度末までに新たな割当てが想定される26GHz帯や40GHz帯といったミリ波帯での条件付オークションの導入を通じたイノベーションや新サービスの創出を促進することを掲げてございます。

次に、条件付オークションの制度設計でございます。

ポイントといたしまして、1点目、「適用周波数帯」について、スポット的な利用が想定される6GHz超の高い周波数帯等で条件付オークションの適用を原則とすると整理をしております。なお、エリアカバレッジに適した6GHz以下の低い周波数帯は、従来の総合評価方式を引き続き適用するとしてございます。

2点目、「割当単位・割当期間」につきまして、従来の全国単位に加えて、市区町村等の地域単位での割当ても可能とすることで新規参入を促進するとともに、割当期間については、現行の総合評価方式の10年を上限とし、スポット的な利用等を勘案した柔軟な期間設定を可能とするとしてございます。

3点目、「オークション方式等」について、個々の割当てごとに、適切なオークション方式や最低落札額を設定することに加えまして、落札額の過度な高騰・特定事業者への周波数の集中への対応策として、十分な枠の確保・周波数キャップの適用等を実施するとしてございます。

4点目、「付される条件等」につきまして、カバレッジに関する条件は緩和し、SAやネットワークスライシングといったイノベーションに資する技術の採用等を条件として付すとしてございます。また、こうした条件の遵守状況は、現行の電波の利用状況調査及び有効利用評価のスキームにおいて、調査・評価す

るとしてございます。

この点につきましては、電波監理審議会の機能と深く関係することから、次の4ページ目で詳細をお示ししてございます。

タスクフォースにおきましては、林委員から、高い周波数帯の有効利用に係る評価項目や、イノベーション促進についての定量的な評価手法の検討が課題であるとの御意見をいただきまして、「考え方」において、将来的な課題として明記してございます。今後、有効利用評価部会において検討の御相談をすることになるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ページ、お戻りいただきまして、3ページ目でございますが、5点目、「オークション収入の使途」について、5Gビジネスの拡大に資するような施策に重点的に活用することが期待されており、電波利用料制度との関係等を考慮しながら検討するとしてございます。

以上が報告書（案）の概要でございますが、参考といたしまして、資料5ページ目では、SMRA（同時複数ラウンド競り上げオークション）と、CCA（組合せ時計オークション）といった主なオークション方式の概要をお示ししております。

それから、6ページ目では、2024年度に予定されているイギリスにおけるミリ波帯のオークションの実施方針案を御紹介してございます。

報告書（案）については、意見募集を7月3日まで実施した後、7月のワーキンググループ第10回において取りまとめる予定としてございまして、その後、必要な制度整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書（案）についての御報告は以上でございます。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見ございますでし

ようか。

まず、私から1点お聞きしてよろしいでしょうか。

御提案では、条件付のオークションに関しては比較的高い周波数に限定してありますが、高い周波数のミリ波での利用は、ホットスポット的な使い方だと思いますけれども、その使用期間が10年というのは結構長い気がするんですが、これはアドホック的に、例えばある何かイベントがあつて、そのときだけに割り当てるようなオークションは考えておられないのでしょうか。つまり、何とかいって、あのレンタル方式というんですかね、あるとき、ある期間のある時間だけ、あるところを使っていいと。そういうときにお金を払えば使えと、そのようなアドホック的な割り当てではないのでしょうかという質問です。

○渡部携帯周波数割当改革推進室長 笹瀬会長、御質問ありがとうございます。

現在想定しておりますのは、アドホックに割り当てるのではなく、恒常的に割り当て、割当期間中にニーズが生じたときに、柔軟かつ機動的に使用できるような形でございます。

御指摘のありました「10年」は上限でございまして、今後、ミリ波の利用実態や利用意向などを踏まえまして、上限の10年の中でより短い期間設定をすることも含めまして、柔軟な期間設定が可能となるような制度設計を具体的に検討してまいりたいと考えてございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、ほかの方、いかがでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 1点教えていただきたい。オークション方式というのは、我が国ではおそらく初めて検討されているということだと思いますが、先ほど英国の例もありましたけれども、海外においては、もう既にいろいろな形で採用されていると理解しました。ここにも2つのオークション方式の例が挙がってい

ますが、一般的に、海外で行われる場合は、それぞれの国・地域の特性によって、あるいは行政目的によって相当数の方式が存在するのでしょうか。それとも、ある程度一つの方式をベースに、それに多少の変更を加えて行われているのか。そのあたりの傾向を教えてくださいと思います。

○渡部携帯周波数割当改革推進室長 御質問ありがとうございます。

後者に近いと理解しております。概ね資料5ページ目で御紹介しておりますSMRA方式又はCCA方式のどちらかに近い形が主流でございます。オークションごとにこれらの方式をカスタマイズした方式が採用される例もござい
ますが、大きく分けてこれら2つの方式が諸外国でも主流と理解しております。

以上でございます。

○大久保代理 ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

貴重な検討が進んだんだなと思っています。ただ、何というか、その市町村単位、スポット的な、そのイノベーションをとということなんだと思いますけれども、いずれこれが全国的に何かどこか決まった村単位とかだけでその技術がどんどん進んでも、それが国民みんなのものにならないといけないと思うので、そこも評価の中では見ていただければいいかなというふうには思っています。

以上です。

○渡部携帯周波数割当改革推進室長 長田先生、ありがとうございます。

御指摘のとおり、オークションで割り当てた後の有効利用評価の在り方も非常に重要な論点であると考えてございます。

資料4 ページ目でも、考え方をお示しさせていただいたとおり、引き続き、有効利用評価部会での御検討も含めて、また、御相談をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○長田委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私の意見も盛り込んでいただきまして、適切におまとめいただきまして、特にございませぬ。今後、有効利用評価部会において適切に検討してまいりたいなというふうに思った次第でございます。どうもありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。

新しい制度で大変望ましいと思っているんですが、ちょっと1点理解が不足しているところについて質問させていただければと思っております。

オークション方式の進め方の順番ですが、最初に事前審査があつて、その審査というものをパスした事業者のみがこのオークションに参加できるようなやり方なのか。あるいはオークションの時点では特に審査なしで参加させて、落札した事業者に対して、条件等の審査を行い、最終的に落札者として認定するという方式なのか、この点を教えていただければと思っております。

また、仮に後者であった場合に、一旦落札しながら、最終的に条件を充足していないとして認定されなかった場合に、落札者がその判断に納得せず際に交渉ないし再審議を求めることができるのか、その辺りの手順についても、現在検討のものを教えていただければと思います。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○渡部携帯周波数割当改革推進室長 御質問ありがとうございます。

1点目の御質問、オークションの進め方としては、諸外国の例も踏まえ、前者の方式を想定しております。一定のオークション参加資格を設定し、その参加資格をクリアした事業者がオークションに参加できるという流れを想定しております。

オークションの参加資格として、具体的には、現在の割当方式で言うところの絶対審査基準に近いものを想定しております。財務的基礎や体制など、最低限の事項を参加資格として審査した上で、それをクリアした事業者がオークションに参加可能となり、落札した事業者に割当てがなされるという仕組みを想定しております。

したがって、2点目の御質問のほうは、実際に落札した後に何らかの条件を満たしてない、資格を満たしてないというようなことは想定していないというところでございます。

以上でございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。よく理解できました。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、私からもう1点お聞きしてよろしいでしょうか。

4ページ目と、パワーポイント4ページ目、ここで評価をするということになっているんですけども、この制度が動き始めると、電波監理審議会もしくは、さらに、有効利用評価部会の中で評価する際には、周波数の有効利用の観点から見るということで、オークションに関しては別のところでチェックする、もしくは総務省の中で御判断されるということではよろしいでしょうか。

○渡部携帯周波数割当改革推進室長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、オークションの結果につきましては、裁量の余地なく金額

により決定されるので、基本的にはそのオークションの枠組みの中で完結することを想定してございます。

ただ、オークションをどういった形で実施するかという実施方針につきましては、諮問も含めまして、電波監理審議会での検討を制度設計の中で組み込んでいくということになるのではないかと現時点では考えています。割当て後の利用状況の評価につきましては、会長から御指摘のあったとおり、有効利用評価の枠組みの中でモニタリングするという枠組みを想定しているところでございます。

以上でございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、本報告事項に関しましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○渡部携帯周波数割当改革推進室長 ありがとうございました。

(3) 令和4年度5G基地局の開設状況

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項の3番目「令和4年度5G基地局の開設状況」につきまして、入江移動通信企画官から御説明よろしくお願いたします。

○入江移動通信企画官 移動通信課の入江でございます。よろしくお願いたします。

報告事項の3件目でございます。令和4年度5G基地局の開設状況ということで、資料を用意させていただきました。2ページ目を御覧ください。

令和4年度の5G基地局の整備状況について御説明いたします。

平成31年4月に携帯電話4者に対しまして、5G用周波数を割り当てて以降、各社におかれては、5G基地局の整備を順次進めているところでございます。総務省が策定いたしましたデジタル田園都市国家インフラ整備計画におきまして、2023年度末までに5Gの基盤を展開するという事としております。これは、全国を10キロメートル四方のメッシュ、格子状のものに切りますと大体4,500ぐらいのメッシュになりまして、そのうちどれぐらいに5G高度特定基地局、親局に相当すべき局を設置できるかという割合が5G基盤展開率でございますけれども、令和5年度末までに全国で基盤展開率を98%、また、5Gの基地局数を28万局という目標を整備計画上置いているところでございます。

それで、今回2022年度末、令和4年度末の実績について御報告いたします。下の表を御覧ください。

左側でございますけれども、5Gの基盤展開率でございますが、令和4年度末、2022年度末で4者の計画値を足し合わせますと57.5%でございましたけれども、実績値では65.8%ということとなっております。計画値を上回っているという状況でございます。また、右側の5G基地局数でございますけれども、4者の開設計画上の数値を足し合わせますと、2022年度末は約12.2万局でございますけれども、実績値といたしましては17万局ということで上回っている状況でございます。

なお、これ以外の詳細なデータにつきましては、今後、総務省は電波法の規定に基づきまして実施する令和5年度利用状況調査も、今、調査を開始しているところでございます。まだデータは手元に集まってきてございませんけれども、また、そのデータも踏まえまして、電波監理審議会による評価をお願いできればというふうに考えてございます。

簡単ですけれども、私からの報告は以上となります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からも特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私からも特にございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からも特段ございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

順調に目標を達成する見込みということで、これからもどうぞよろしくお願
いいたします。よろしいでしょうか。

○入江移動通信企画官 よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、本報告事項に関しましては、これで終了したいと思
います。どうもありがとうございました。

○入江移動通信企画官 ありがとうございます。失礼いたします。

(4) 令和5年度電波の利用状況調査(第2号調査:公共業務用)

○笹瀬会長 それでは、報告事項の5番目「令和5年度の電波の利用状況調査
(第2号調査:公共業務用)」につきまして、杵浦重要無線室長から御説明よろ

しくお願いいたします。

○杣浦重要無線室長 令和5年度公共業務用の電波の利用状況調査の進め方について御説明申し上げます。

資料のほうをおめくりいただきまして、最初のページは、周波数の再編、有効利用に向けて、電波の利用状況の調査及びそれを受けて電波監理審議会のほうで評価をいただくということで、PDCAサイクルを回していくということでございます。既に皆様、御承知のことでございますので、詳細の説明は割愛させていただきまして、次ページ、公共業務用無線局に係るフォローアップの背景のスライドを御覧ください。

公共用無線局と申しますのは、国等の公共機関が人命、財産の保護や治安維持といった目的で開設をしておりますけれども、その目的に応じて電波利用料の減免ですとか、免許状に記載事項の一部不公表にするなど、他の一般の無線局とは異なる扱いをされている部分がございます。

このような公共周波数につきましても、有効利用を図るということは重要でございますので、その取組の一環として、令和元年におきまして、電波利用料が減免されている171のシステムを対象にして、臨時の利用状況調査及び評価を実施しております。その結果、70のシステムについて課題があるということで、電波監理審議会のほうにも御報告をして評価、御意見をいただいたところでございます。

なお、この中で、評価の観点ところで③の効率的な技術の導入を促進する必要性が低いと言える特段の事情というものでございますが、例えば航空機ですとか、船舶など、国際的に共通の方式を採用している無線局がございますので、それらについては、日本だけが高効率の技術の導入をするということもございませんので、この70のシステムからは除かれてございます。

令和2年にデジタル変革時代の電波政策懇談会を開催いたしまして、その中

で、公共用の周波数につきまして、ワーキンググループでその方向性について議論をしております。その際、他の用途での需要が顕在化しているシステムですとか、アナログ式を用いているシステムという観点で、このスライドの次のページ以降に示しております、国の運用する31のシステムを検討対象として選びまして、運用している省庁等からのヒアリングを含めまして、廃止ですとか、デジタル化といった取組の方向性を取りまとめております。

なお、それらにつきましては、当面の間、毎年フォローアップを実施するということが必要であるということになりまして、令和4年度につきましては、ワーキングにおいてフォローアップ調査をしました。令和5年度以降、総務省で調査を行い、電波監理審議会で評価をいただくという流れでお願いをしますのでございます。

次のページ、公共調査の対象システムにつきまして、ほかの用途での需要が顕在化しているシステムの御紹介になります。他の用途と申しますのは、例えば携帯電話や無線LAN、放送事業といったところでございます。これらのシステムにも周波数が使えるよう、公共用のほうは廃止ですとか、周波数共用を進めるということで取組の方向性が示されております。

次ページ、水色の囲みでありますけれども、こちらがアナログ方式を用いるシステムでございます。これらにつきましては、基本的にはデジタル化を進めていこうということで方向性が取りまとめられてございます。

次ページ、令和5年度の利用状況調査の方法につきましては、PARTNER調査及び調査票調査を行うということで、これらを取りまとめまして、電波監理審議会のほうで御評価をいただきますのでお願いいたします。

7ページ目にスケジュールを記載してございます。一般に利用状況調査は714MHz以下と714MHz超で2年に一度の調査となるわけですが、これら31のシステムにつきましては、毎年調査をかけて評価をいただくとい

うこととなります。これからもどうぞよろしく願いいたします。

次ページ以降は、先ほど申し上げましたシステムにつきまして、名称と無線局数等の情報をまとめてございますので、参考として御覧ください。

説明、以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 ありがとうございます。私からは特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 デジタル化を有効に進めていただくために調査を確実に進めていただければと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私からも特にございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 適切に調査、運用なされていると考えます。特段私から意見とか、質問はございません。

○笹瀬会長 私からも特に御意見ございません。どうぞこれからよろしく願いいたします。

○杵浦重要無線室長 よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、本報告事項に関しましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の案件に移ります。

次は、有効利用評価に関する事項ですので、出席されない職員の方は、退出、よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

報告事項 (有効利用評価部会)

有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長 報告事項「有効利用評価部会の活動状況」に関しまして、林部会長より御説明よろしく願いいたします。

○林委員 電監審の下にございます有効利用評価部会長の林でございます。

これにつきまして、報告の(5)を御覧いただければと思います。有効利用評価部会の活動状況でございまして、一枚紙でございます。

有効利用評価部会は、本年4月24日から今月の12日まで、都合4回開催しております。具体的な概要につきましては、この紙を御覧いただければと思います。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、この活動状況につきまして、よろしいでしょうか。報告事項に関してはこれで終了したいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○長田委員 結構です。

○笹瀬会長 それでは、本報告事項に関しましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

審議事項

(1) 令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは、続きまして、審議事項(1)「令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果案」につきまして、林部会長から説明をお願いします。

○林委員 本年3月から有効利用評価部会におきまして、令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価を行いまして、このたび、評価結果(案)が取りまとめられましたので、御報告を申し上げます。

お手元の資料2が評価結果(案)でございます。資料2の要点を抜粋する形でまとめた概要版が資料1でございます。本日は資料1を用いて御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

有効利用評価の概要でございます。本評価結果案を総務大臣が電気通信業務用基地局以外の無線局について調査した結果を踏まえまして、有効利用評価部会において作成したものでございます。

本評価結果を踏まえまして、総務大臣は、周波数割当計画の作成、あるいは改正、それから、電波の有効利用に資する政策への反映を実施することとなっております。

2ページ目を御覧いただければと思います。

有効利用評価方針の概要でございます。本評価は、電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価でございます。評価方法等は記載のとおりでございます。

す。評価対象は、714MHz以下の周波数を利用する無線局でございまして、367システムが対象となっております。

3ページ目を御覧ください。

令和4年度電波の利用状況調査の概要でございます。調査対象の無線局数は約403万局、免許人数は約148万者でございます。調査方法は3つでございまして、PARTNER調査、調査票調査、電波の発射状況調査となっております。

4ページ目を御覧ください。

ここから重点調査対象システムの評価結果に対する評価でございます。令和4年度は重点調査の対象として航空無線と市町村防災行政同報無線の2システムが選定されております。それぞれの選定理由は記載のとおりでございます。それぞれの評価につきましては、次ページ以降で御説明をさせていただきます。

5ページ目を御覧ください。

まず、航空無線に対する評価でございます。免許人数と無線局数はほぼ横ばいとなっております。総じて航空機の安全な運航に必要であり、また、社会的貢献性の高い本システムについて、前回調査時とほぼ変わらない数の無線局が比較的多くの日数で電波を発射していることから、電波の有効利用が行われていると評価しております。

続きまして、他方で、狭帯域対応の設備の導入についてでございますけれども、多くが導入予定がないといった回答でございました。このことから、無線局数や通信量が増加する場合は、免許人と協力して、狭帯域対応設備の導入を促進することが望ましい。また、狭帯域化に向けたチャンネルプランの検討を着実に進めていくことが必要であるとしております。

6ページを御覧いただければと存じます。

次は、市町村防災行政同報無線に対する評価でございます。免許人数は43%減少してございまして、無線局数も35.7%減少してございます。大幅な減少傾向

が継続しているという状況でございます。これは、本システムが、いわゆるアナログ方式でございますために、デジタル化が進んでいるということを示しております。

総評でございますけれども、総じて、今後も移行や廃止の状況を注視する必要はあるものの、主に災害時の活用を想定して整備されている社会的貢献性の高いシステムであるということを考慮すると、電波の有効利用が一定程度行われていると評価しております。

ただ、デジタル方式の利用率がゼロ%の自治体もございますので、これにつきましては、デジタル方式の導入を促すための働きかけを行うとともに、デジタル化に当たっての課題等を具体的に明らかにするため、今後、調査方法を工夫するなど等により、その背景となる事情を押す確認・把握することが重要である。デジタル方式への早期移行等を一段と推進する取組を進めることが適当であるとしております。

続きまして、7ページ目を御覧ください。

ここから重点調査以外の調査結果に対する評価でございます。こちらは、5つに区分した周波数区分ごとに評価を実施しております。周波数区分ごとの評価は、こちらの表にございますように、周波数再編アクションプランを踏まえまして、重点調査以外の調査票調査対象として、58のシステムを選定し、その調査結果を中心に評価しております。それぞれの評価につきまして、9ページ以降で御説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

こちらは、御参考の714MHz以下全体の調査結果でございまして、時間の都合上、御説明は省略させていただきます。

9ページを御覧ください。

26.175MHz以下の周波数区分に対する評価でございます。これも、総

じて、無線局、全般的な無線局数は減少傾向にあるものの、これらのシステムは国際的にも同様に利用されており、周波数利用の国際的な調和の観点を踏まえると、国際的な共用を前提として、電波の有効利用が一定程度行われていると評価しております。

続きまして、10ページ目を御覧ください。

これは、26.175MHz超50MHz以下の周波数区分に対する評価でございます。総じて、これも全般的な無線局数は減少傾向にあるものの、今後、需要が大きく増減する可能性は低く、一定の需要は継続して存在する帯域であることを考えると、電波の有効利用が行われていると評価しております。

続きまして、11ページ目を御覧ください。

50MHz超222MHz以下の周波数区分に対する評価でございます。総評でございますけれども、アナログ方式からデジタル方式への移行が着実に進んでおり、重要度や社会的貢献性も高いということで新たな利用に向けた取組を進んでいることから、総合的に見て電波の有効利用は一定程度行われていると評価しております。

また、年間の送信日数につきましては、一部の災害対策用システムにおきまして、送信実績なしという回答がございましたために、このことを踏まえて、少なくとも年に数回程度は訓練等で電波を発射して、無線局が運用可能な状態にあるかを定期的に確認することが望ましいとしております。

続きまして、12ページを御覧ください。

222MHz超335.4MHz以下の周波数区分に対する評価でございます。総評でございますけれども、260MHz帯は、消防用無線や防災行政無線の移行先になっていることから、特に市町村防災行政デジタル無線が増加傾向にあり、今後も継続して増加していくことが見込まれるとしております。また、これらのシステムの移行に合わせてデジタル化も着実に進展していること

から、電波の有効利用が行われている評価しております。

続きまして、13ページを御覧ください。

335.4MHz超714MHz以下の周波数区分に対する評価でございます。これも、総評でございますけれども、全般的にデジタル化が進展していること、新たな利用に向けた取組が進んでいること、重要度や社会的貢献性の高さなどから判断して、電波の有効利用は一定程度行われていると評価しております。

また、デジタル簡易無線のさらなる需要増加に対応するための帯域拡張等に関する制度整備が行われており、適切な対応を取られていると結んでおります。

続きまして、14ページを御覧ください。

ここからが、各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価でございます。総じて、これも第Ⅲ章で行った評価とおおむね同様と評価しております。

なお、各総合通信局の特徴的なものを15ページにかけてまとめておりますけれども、これも時間の関係上省略をいたします。

続きまして、16ページ、1ページ飛んでいただきまして、16ページを御覧いただければと思います。総括でございます。

総じて、電波の有効利用が行われている、または電波の有効利用が一定程度行われているとの評価となりました。具体的には、航空無線につきましては、電波の有効利用が行われていると評価しておりまして、各種アナログシステムにおきまして、周波数再編アクションプランを踏まえた周波数移行やデジタル化の進展が確認されているところでございます。デジタル簡易無線につきましては、帯域拡張等行われておりますために、さらなるデジタル化が期待されるとしております。

なお、市町村防災行政同報無線のように、デジタル方式への早期移行等を一段と推進する取組を進めるということが適当であるとされたシステムもござい

ますので、これにつきましては、総務省においてフォローアップしていくことが望まれるとしております。

今後、これらの評価結果が、周波数再編アクションプラン等の取組に適切に反映されるとともに、我が国の電波の有効利用のさらなる向上に資するものとなることを望むものであると結んでおります。

17ページ、御覧いただければと存じます。お時間長くなって恐縮でございます。

調査に対する課題についてでございます。課題の1つ目として、今回、防災対策用のシステムにつきまして、先ほど御紹介しましたように、送信実績なしと回答したものが見受けられるとされた点についてでございますけれども、この点につきまして、議論となりまして、実際には試験電波を発射しているシステムが存在するということが確認されてございます。また、ほかの電気通信手段への代替可能性において、代替できないとされた理由であるとか、代替可能な場合の優先順位等を確認するということも、重要になってくるかと存じます。こういった点につきまして、次回以降の調査では、設問を工夫する必要があるというふうにしております。

2つ目として、市町村防災行政同報無線につきまして、デジタル化をさらに推進していただくために、それぞれの免許人が抱えるデジタル化の課題等を明らかにする必要があるということが認識されました。

また、都道府県防災行政無線につきましては、260MHz帯への移行及びデジタル化が示されているものの、実際の移行先は想定されているシステムとは異なる可能性というものが示唆されております。今後、これらの実態をしっかりと把握いたしまして、周波数再編アクションプランに反映していくということが重要であるということでございますので、次回以降の調査では設問を工夫する必要があると結んでおります。

続きまして、18ページでございます。18ページ目を御覧ください。評価に対する課題でございます。

1つ目として、災害対策のシステムにつきましては、電波の送信実績やデジタル化の進展等に加えて、公共性が高いことを勘案して有効利用がなされていると評価しておりますけれども、より適切な評価軸の設定につきまして、今後検討してまいりたいという点でございます。

2つ目の課題といたしまして、各システムに固有の何らかの事情により、デジタル化が進まないというケースも見受けられることから、多面的な評価の可能性についても検討していきたいということでございます。

3つ目といたしまして、今後、この新たな枠組みで評価を行う中で、この周波数帯域における課題を一つ一つ明確にして、新しい技術を取り込むことも含めて、効果的に電波の有効利用を図るために取り組むべきことは何かということを検討することによって、電波のより一層の有効利用の実現に貢献していきたいという点でございます。

長くなりました。評価結果の概要は以上でございます。

委員の先生方から御了承いただきましたら、以上の内容の評価結果（案）である、資料2につきまして、意見募集の手続に入らせていただきたいと考えております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○笹瀬会長 林委員、どうもありがとうございました。

それでは、林先生から説明いただきました審議事項（1）に関しまして、評価結果案につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。

詳細な御説明ありがとうございました。

また評価部会の委員の皆さんには、大変お忙しいところ、非常に精力的に御活動いただいたことに対して敬意を表します。

先ほど林先生からもお話しがありましたけれども、市町村の防災行政同報無線のデジタル化については、天候不順等が続いている中で、喫緊の課題の一つであると考えております。

ただ、デジタル化のところについては、それぞれの市町村で事情が相当異なると思っております。当然予算措置の問題、担い手の問題、それ以外にほかに行政上やるべきこと、優先順位の高いものがある等、いろいろあると思います。今後も引き続き、きめ細かな分析とそれに対する対応等、総務省の皆様をお願いしたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。

本当にいい評価をしていただいたなと思っております。先ほどの御報告の中でも、今後、また、有効利用評価部会に係る案件がたくさんあるということも示唆されておりまして、また、御苦勞をおかけすることになると思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 大変詳細な御報告を御説明いただきまして、ありがとうございます。

デジタル方式への早期移行というのは、やはり一貫したテーマとしてあると

思うんですけれども、この具体的な、早期という具体的な目安といったようなものが利用者との間で共通認識となっているのか、あるいはこう漠然となるべく早くというところなのかといったところについて、もしお聞きできればと思います。

○林委員 ありがとうございます。

この点につきまして、まず、事務局の宮澤様、何か、まず、御発言いただけますでしょうか。

○宮澤幹事 事務局の宮澤でございます。お世話になってございます。

アクションプランにおきましては、特段期限は示してございませんで、デジタル化への移行につきましては、設備更新の時期を捉まえまして、アナログからデジタルに移っていただくように、免許人には促しているといったところが現状でございます。

以上でございます。

○矢嶋委員 ありがとうございます。

先ほど大久保委員からも御指摘もありましたとおり、なかなか個別の事情によって促すことが難しいであろうと思いつつ、やっぱりデジタル社会に向けての早期移行というのも喫緊の課題であると思いますので、いかに具体的に促していくのかを検討していくことが一層必要ではないかと感じております。

評価（案）については、特段意見ございませんで。どうもありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

林部会長、何か補足説明とかございますか。よろしいでしょうか。

○林委員 大丈夫でございます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ほかに御意見、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方の御了解が得られたものとしまして、本評価結果案につきまして、電波監理審議会として意見募集を実施するということにしまして、意見募集に係る報道発表をこの審議会終了後に行いたいと思います。

意見の募集期間は、6月22日から7月21日までの30日間といたします。意見募集に係る報道発表に関しましては、事務局に御協力よろしく願いいたします。

また、意見募集後、提案された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきましては、部会において対応をよろしく願いいたします。

林部会長及び特別委員の先生方におかれましては、これまで非常に大変精力的に取り組んでいただきまして、どうもありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本審議事項につきましては、終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○林委員 ありがとうございます。

(2) 有効利用評価方針改定案

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、審議事項の「有効利用評価方針の改定案」につきまして、これも林部会長のほうから、説明、よろしく願いいたします。

○林委員 林でございます。

審議(2)につきましても、お手元の資料を御覧いただければと思います。

それでは、有効利用評価方針の改定の考え方の(案)について、私のほうから御説明をさせていただければと思います。

まず、1 ページ目を御覧いただければと存じます。

令和4年度携帯電話の有効利用評価結果の取りまとめを行った際に、今後の検討課題といたしまして、下の表にございますとおり7つの項目をまとめています。このうち、この項目の1、項目の2に関しましては、総務省におきまして、現在、検討を進めているところでございます。また、項目の3、項目の5に関しましては、携帯電話事業者の利用実態などをヒアリング等により把握した上で検討するということになっております。このため、令和5年度の有効利用評価を実施するに当たりまして、項目の4、項目の6、そして項目の7につきまして、検討を行ってきたところでございます。

2 ページ目を御覧いただければと思います。

まず、項目の4番目でございますけれども、2.3GHz帯の周波数の評価となります。これにつきましては、昨年5月にダイナミック周波数共用を前提に5G周波数として割り当てられている周波数でございます。現行の有効利用評価方針におきましては、5G用周波数の評価基準を適用すべきところを、この2.3GHz帯については開設指針の中でダイナミック周波数共用を前提にしていますので、基盤展開率、それから、人口カバー率というものについては採用されていないといったところでございます。

このため、2.3GHz帯の評価におきまして、5G用周波数の評価基準としながらも、基盤展開率に係る評価基準は適用しないということとしてございます。また、2.3GHz帯を割り当てられた事業者が1者ということでございますので、ほかの事業者との相対的な評価も実施できないということで整理をしています。この結果、実績評価の中では、技術導入状況を評価し、また、進捗評価の中では、基地局数と技術導入状況を評価することにしたいと考えているところでございます。

それから、3 ページ目を御覧いただければと思います。

令和5年度に2.3GHz帯の評価を行うため、有効利用評価方針の改定(案)ということでお示しをしています。真ん中の箱の中を御覧いただければと思います。別紙3と書いてございまして、2.3GHz帯の周波数につきましては、高度特定基地局の数、それから、基盤展開率に係る基準を適用しないとした上で、5G用周波数帯の定義の中でこの2.3GHz帯の周波数を追加するという形で改正をしたいと思っております。

続きまして、4ページ目を御覧いただければと思います。

総合通信局単位の基地局数の評価についてでございます。

令和4年度の有効利用評価におきましては、全国を対象に基地局の数の評価を行ってまいりました。今後は総合通信局の管轄区域ごとに評価を行いたいと思っておりますので、基地局数の基準値について検討を行っております。

基地局の数につきましては、大きく2つ、①電気通信業務用基地局の数と、②5G高度特定基地局の数ということで分けて整理を行っております。①の電気通信業務用基地局につきましては、人口カバー率の拡大やトラフィック対策を中心に携帯電話事業者は設置を進めていますので、令和2年度の国勢調査の人口数を基に、各総合通信局の人口比率を算出し、その比率に乗じて各総合通信局の数値を算出して基準値を設定するというものでございます。

②の5G高度特定基地局につきましては、全国を10キロ四方のメッシュに区切りまして、そのメッシュごとに5G高度特定基地局を整備するという、基盤展開率の考え方に基づいて、全国約4,500メッシュの数を基に各総合通信局の基準値として設定するというものでございます。

5ページ目を御覧いただければと思います。

先ほど御説明申し上げました、①の電気通信業務用基地局数につきまして、認定の有効期間を満了した周波数につきまして、全国の基準値を基に各総合通信局の人口比率に乗じて算出した基準値を表にまとめています。

6 ページ目につきましても、この5 ページ目と同じでございまして、認定の有効期間中の周波数に適用するものとして、表に掲げてございます。

7 ページ目を御覧いただければと思います。

これにつきましては、5 G 高度特定基地局として、全国の基準値を基に各総合通信局の基準値を表にまとめています。

それでは、8 ページ目を御覧いただければと思います。

令和4年度の有効利用評価を踏まえ、定性評価の考え方をあらかじめ明確化するという観点から、定性評価の基準について検討を行っています。また、この際に、トラヒックに関しましては、今後、音声からデータ通信への移行が進んでいる中で音声トラヒックの評価の在り方についても検討しています。

令和5年度の定性評価につきましては、令和4年度に実施しました定性評価の評価項目①から⑤までについて、この評価の考え方を踏襲する形で令和5年度も評価を行っていただければと考えているところでございます。トラヒックについては、今後はデータトラヒックが中心となりますので、音声評価につきましては、現在のこの評価方針の考え方からすると、少しそぐわない状況にもなってくるということから、令和5年度におきましては、評価の対象から外すことにしたいと考えています。

9 ページ目を御覧いただければと思います。

有効利用評価方針の改定（案）になりますけれども、現行の評価方針の定性評価に関する記述について、先ほど申し上げました、評価項目①から⑤までを対象とするという旨を追記させていただき、評価方針の別紙5におきまして、この項目ごとの評価基準の考え方をまとめた表を追記しています。

資料の説明は以上でございます。もう一つの審議事項（2）の資料2、縦長の資料についてでございますが、これは現行の有効利用評価方針を、見え消しの形で改定（案）をお示ししています。詳細な説明は割愛させていただきます

が、これにつきまして、御了承いただけましたら、本有効利用評価方針の改定（案）について、意見募集の受付に入らせていただければと思っております。

以上のおりでございます。御審議いただけましたら幸いです。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も特にございません。いろいろ検討していただき、ありがとうございます。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からも特段意見等ございません。大変よく練られた案だと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私もこの部会に参加させていただきまして、いろいろ修正いただきまして、どうもありがとうございました。特別委員の先生方、非常にたくさんいろいろな御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

林部会長、どうもよくうまくまとめていただきまして、ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 あと、宮澤さん、どうもありがとうございました。非常にうまくまとまっていると思います。

○宮澤幹事 大変ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、委員の皆様方の御了解が得られたものとしまして、本

改定案につきましても、電波監理審議会として意見募集を実施するという
ことにいたしたいと思います。

意見募集に係る報道発表を、この審議会の終了後に行って、意見の募集期間
は6月22日から7月21日までの30日間といたします。

意見募集に係る報道発表に関しましては、事務局にさらに御協力よろしくお
願ひいたします。

また、意見募集後に提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会
の考え方の案の作成につきましても、部会について対応よろしくお願ひいたし
ます。

よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 承知しました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 再度ですけども、林部会長及び特別委員の先生方、どうもありが
とうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは、本審議事項につきましては、これで終了したいと思います。どう
もありがとうございました。

以上で審議事項は終了いたします。

総合通信基盤局の職員の方、御退室、よろしくお願ひいたします。

また、次に、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員
の方に入室するように御連絡よろしくお願ひいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可

○笹瀬会長 諮問事項第16号「日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可」につきまして、岸放政策課企画官から説明よろしくお願いいたします。

○岸放送政策課企画官 放送政策課で企画官をしております岸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第16号説明資料に基づきまして、NHKの放送受信料免除基準の変更の認可について御説明申し上げます。

NHKから、放送法第64条第2項の規定に基づきまして、放送受信料免除基準の変更の認可申請がございました。これは、昨年10月にNHKから中期経営計画の変更という形で公表されておりました、学生に対する受信料の免除に伴うものでございます。

変更内容及び理由でございます。

1 ページ目の真ん中を御覧いただければと思います。

経済の悪影響の長期化、それから、世界規模での物価高騰の影響、学生本人だけでなく、親元を取り巻く経済状況がますます厳しくなっているという環境を踏まえまして、とりわけ、親元から離れて暮らす一人暮らしの学生については、経済的に厳しい状況が続いていると考えられると。こうした状況を踏まえまして、一人暮らしの学生のうち、いわゆる被扶養者となっている学生、それと同等の収入水準にある学生につきまして、受信料の全額免除の対象とするものでございます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、令和2年5月から、いわゆる持続化給付金の支給を受けました個人事業主などに対する受信料の免除を行っておりましたが、こちらにつきましては、今年の5月8日に新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことを踏まえまして、この特

例措置の規定を削除することも併せて行うものでございます。この2件の認可申請について、今般、諮問をさせていただくものでございます。

事業収支に及ぼす影響を2ページ目の頭を書いてございますが、半期分の減収額として、およそ約10億円、免除の手續に伴う支出で0.9億円でございます。来年度からは、1年間の減収見込みとして、約20億円を見込んでございます。これに対しましては、いわゆる財政安定のための繰越金を充てていくという計画が示されていることから、事業収支に対して大きな影響を及ぼすものではないと考えているところでございます。

また、今回の変更申請の内容につきましてですけれども、一人暮らしの学生のうち、いわゆる厳しい収入水準にある一定の種類の学生さんに対して受信料免除の対象とするものであって、このように経済的理由で受信契約の締結、あるいは受信料の支払いが特に困難と認められる学生に対して、公共放送の情報を届けるため、免除をしていくことについては、免除の必要性が認められるということです。

また、学生につきましては、同一世代の社会人、あるいは、学生以外の世代との関係において、学業に対する支出が必要であるとか、一般的に本人の所得が限られること、学生に対する支援というのは、ほかにも経済的理由でもってもろもろなされているといったことも踏まえまして、負担の公平性という観点からも一定の合理性が認められるだろうと考えてございまして、免除することが適当であると審査したところでございます。

この諮問については、施行期日、今年の10月1日からの施行ということをしてNHKは希望してございまして、このままお認めいただけるようでありましたら、来月の下旬を目途に、この免除申請の事前受付を開始する予定と聞いているところでございます。

私からの説明、以上でございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 1点お願いがございます。この趣旨には賛同いたします。一方で、新たに全額免除として追加する対象の方々の条件が、一見して分かりづらいところもあると思います。日本放送協会において、周知については十分意を尽くしていただきたいと思います。

○笹瀬会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。適切な改正だと思っております。よろしくお願ひします。

○笹瀬会長 林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も適切な改正だと思っております。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 同じく、適切な改正だと考えます。私からは意見等はございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からも、1点だけ、先ほど大久保会長代理がおっしゃったように、周知をうまくしていただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかに追加の御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、諮問第16号は、諮問のとおり認可することが適当であるという旨を答申したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

(2) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

○笹瀬会長 続きまして、諮問第17号「日本放送協会放送受信規約の変更の認可」につきまして、これも岸放送政策課企画官から、御説明、よろしく願いたいいたします。

○岸放送政策課企画官 続きまして、諮問第17号説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

こちらは、NHKの放送受信規約の変更の認可に関するものでございます。

先ほど申し上げました昨年秋の中期経営計画の変更に伴いまして、受信料の1割値下げを、先ほどの学生の免除とともに計画を表明してございます。それに伴う変更の認可申請でございます。

こちらの受信料の1割引下げにつきましては、今年の2月に総務省にNHK予算の提出がございまして、それに総務大臣の意見を付して国会に提出する際に、電波監理審議会の皆様方にも、総務大臣意見を諮問する際に説明をさせていただいた中に含まれていたものでございます。その後、その諮問のとおり答申をいただきましたので、国会に提出しまして、国会承認を受けたその受信料額に合わせるために放送受信規約を改正するものでございます。

したがって、審査の結果のところですが、受信契約者への還元を目的として改定を行うものである、そして、今年の3月に国会の承認を受けたNHKの予算に記載された内容に一致させるための変更であるといったもので、かつ、先ほど申し上げました財政安定のための繰越金を活用するという計画が示されていることから、事業収支に影響を及ぼすものではない。したがって、申請のとおり認可することが適当であると考えてございます。

簡単でございますが、私からの説明、以上でございます。よろしく願いたいいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 適正な変更だと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 一連の流れに沿っての改正だと思しますので、賛成いたします。

○笹瀬会長 林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。1点教えていただきたいのですけれども、受信料に係る制度として、今年の4月から、「還元目的積立金制度」が施行されたと思いますが、これによってその受信料額の変更はどのように変わるのでしょうか。

○岸放送政策課企画官 林委員からの御質問にお答え申し上げます。

今、林委員からございましたとおり、今年の4月から、改正放送法に基づきまして、新たに還元目的積立金という制度が施行されてございます。基本的に中期経営計画が、今、3年に一度つくられておりますけれども、その中期経営計画の期間において生じた事業収支差金を還元目的積立金とし、その次の中期経営計画の期間における受信料の値下げのための原資に充てるという仕組みになってございます。したがって、基本的に3年に一度のサイクルで、いわゆる受信料の値下げ、あるいは受信料の額の変更が生じ得る制度になったというふうに御理解いただければと思います。

○林委員 ありがとうございます。

そうしますと、定期的に受信料額の変更が行われるということでございますけれども、そうしますと、その都度、電監審への諮問ということで、その頻度

が多くなるように思いますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○岸放送政策課企画官 御質問ありがとうございます。

これまで受信料の額の変更というのは、そのたびに電波監理審議会に諮問させていただいたところでございますが、いずれも国会での承認を受けたものを落とし込むという作業で都度御審議いただいているところでございますけれども、消費税の引上げなどに伴って連動するものを除きまして、NHKの自発的な経営判断として受信料の額を変えてきたというものでありますと、直近ですと、平成2年、そして、その次が平成19年、平成24年、令和2年というふうになっていまして、17年、あるいは5年、8年という間隔になっておりましたところ、これが今後、制度変更によって3年に1度生じる状態になってきている。そういう意味では、頻度が高まる可能性が高いというふうに私どもとしては考えております。

○林委員 ありがとうございます。

受信料額の変更の頻度が高くなり、それに応じて電監審への諮問の頻度も増える可能性もあるということでございますね。ここからは私の意見でございますけれども、そもそもその諮問事項17号でございますが、諮問案件となっているNHK受信契約の変更は、今年2月の電監審において「令和5年度NHK予算」に付する総務大臣意見の諮問を受けた際に説明のあった「受信料額の変更」をそのまま反映するものでございまして、かつ、そのとおり国会承認も経ているものと承知しております。そもそも電監審への諮問は、総務大臣の裁量の下で行われる各種行政処分について、公正性や客観性を担保するための仕組みと理解しておりますが、すでに電監審諮問・答申を経て国会承認を受けた「受信料額の変更」を反映することを内容とするNHK受信規約の変更認可におきましては、その意味では、総務大臣に裁量の余地があるようなものではございませんし、かつNHK予算の承認プロセスを通じて公正性や客観性がすでに担

保されていると認められると存じます。したがって、これは御提案でございますが、電監審で御検討いただきたいのは、今回、諮問案件となっているNHK受信契約の変更につきましては、今後、電監審の事務負担軽減の観点からも、電監審への諮問事項の例外として放送法で定められている「軽微事項」として整理する方向で検討してはどうか、と存じます。これまでも、電監審の事務負担軽減の観点から、電監審への諮問事項の例外として、軽微事項として扱われてきた事項というのは幾つかございます。

本件につきましても、先ほど岸企画官のほうからお話しにあったように、今後、その受信料額の変更の頻度がより高くなるということも想定されますし、その内容は、先ほど申しましたように、必ずしも電監審の諮問は必要ないのではないかと思いますので、本件は、放送法で定められている軽微事項として整理するという方向で検討して、そしてこのことによって電監審のより効率的な、あるいはより実質的な審議を充実させるという意味で、めり張りをつけた形の審議ということにも資するのではないかと思いますので、御提案申し上げたいのですけれども、いかがでしょうか。

○笹瀬会長 私も林委員の御意見に賛同いたします。報告事項で済むのであれば、諮問事項にしないほうがいいかなと気がいたしますので、事務局のほうで検討していただきまして、特に問題がないようであれば、減免するほうに関しては問題ないと思います。特に大幅な値上げとかがもしあるような場合に関しては、多分国会でも問題になるかもしれませんし、総務省、もしくは総務大臣の御判断で諮問事項にしたほうがいいというときがあった場合に関しては、諮問事項でもいいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

事務局でご検討いただけますでしょうか。

○松田幹事 今、御意見いただいたことを踏まえまして、事務局のほうでも前

向きに検討させていただきたいとは思っております。

基本的に電監審決定という形で決まっていきますので、もう今、林委員から御発議いただいたことを踏まえまして、電監審の場で電監審決定について御審議いただいた上で、実際のところ、どうするかというのを決めていただくという流れになっていくかと思えます。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると、その電監審決定というのは、今回、今やってもよろしいわけでしょうか。それとも次回以降でしょうか。

○松田幹事 次回以降で、事務局のほうから様式につきましては提案させていただきたいと思えます。

○笹瀬会長 分かりました。事務局のほうで、そういう電監審決定ができるような議案を作成いただいて、次回以降の電監審で審議をして決定するというプロセスで問題ありませんか。

○松田幹事 はい。そのとおりでございます。

○笹瀬会長 それでは、事務局のほうで準備、よろしく願いいたします。

○松田幹事 かしこまりました。よろしく願いいたします。

○林委員 よろしくお取り計らいください。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、本案件に関してほかに御意見等ございませんでしょうか。

それでは、諮問第17号は、諮問のとおり認可することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○岸放送政策課企画官 ありがとうございました。

○笹瀬会長 以上で情報流通行政局の議事を終了いたします。

職員の皆様、御退室、よろしく願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたしたいと思います。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに御提出
ください。

次回の開催は、令和5年7月31日月曜日の15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。